蜻蛉野遊猟歌と雄略神話

――紀75に「口號」と記す意味――

居駒永幸

はじめに

課題は「神話と歌」である。本稿の立場からそれを敷衍すれば、古事記・日本書紀（以下、記・紀）の歌と散文の関係から神話叙述の仕組みを探ってみるという、従来の研究とはやや異なった視点に立つことになる。なぜなら、大きな枠組みとして言えば、記・紀研究では散文に既存の、あるいは創作・改作の歌を結合ないしはめ込んだとする立場が通説として支持されてきたからである。[1] しかし、記・紀の文脈をとらえようとする時、このようなステレオタイプの論が破綻していることはすでに明らかであり、歌から散文が叙述されるという局面をこそ見なければならない。[2] すなわち、記・紀の歌が基点となって散文叙述が成立するという視点である。

このような視点から雄略天皇の叙述を見ていくと、葛城の一言主の大神（紀、一事主神）と交歓する天皇として位置づけられることが注目される。神と同列に扱われる天皇というのは記・紀において異例である。雄略記には「神の御手もち」（記95）[3]や「高光る日の御子」（記99・100）の表現などに見られるように、〈雄略天皇＝神〉という雄略神話の叙述が明確な意図としてあった。

一方、雄略紀の歌と散文に〈雄略天皇＝神〉の意識が明示されているとは言えない。しかし、蜻蛉野遊猟歌には「蜻蛉島日本」（紀75）の詞句があり、そこに「大日本豊秋津洲（おほやまととよあきつしま）」の国生み神話や神武天皇による国号起源記事が呼び起こされる。雄略天皇は「蜻蛉島日本」の命名神話を自らの遊猟において確認するのであり、国生みや国号起源につながる歌のうたい手として雄略神話が位置づけられていると見ることができる。その紀75をうたう場面に、散文において「口號」の語が記されることに注目したい。「口號」の初出例である。雄略天皇の歌に初めて「口號」を用いる紀テキストの意図は何か。以下、雄略神話との関連から論じていくことにする。

一、〈雄略天皇＝神〉意識による雄略神話の表象

雄略記において、天皇を神とする意識は次の歌に明示される。

呉床居（あぐらゐ）の神の御手（みて）もち弾（ひ）く琴に舞（まひ）する嬢子（をみなとこよ）常世にもがも（記94）

この歌の散文は「坐二其御呉床一、弾二御琴一、令レ為レ舞二其嬢子一。爾、因二其嬢子之好舞一、作二御歌一」とあり、歌詞とほぼ一致する。

すでに述べたことであるが、[4] この一致は歌に合わせて散文が叙述されたことを示している。従って散文叙述の前提として、「呉床居の神」の歌には、雄略天皇が吉野行幸の時に嬢子と出会い、その美しい舞を見てうたったという叙事があったことになる。「呉床居の神」の歌と散文は神としての雄略天皇の姿を自らうたったと理解する文脈である。この神について、本居宣長『古事記傳』が、「嬢子」を仙女に結びつける契沖の所説を否定し、「呉床居の神」を「天皇は御自のうへ(ラ)をも尊みて」うたったと解したように、記の文脈に神仙思想の表出を見出すことはできない。「琴頭に来居る影姫」(紀92)とあるように琴は神霊の依り代であり、琴は天皇に専有される楽器とも考えられたのであって、[5] 記94は琴の弾き手である天皇自身を崇高な神と見なし、その「呉床居の神」の弾琴によって舞する嬢子の永遠性を庶幾する歌と見るべきであろう。雄略天皇が自らを神として「尊みて」うたった歌に、雄略記における最初の〈雄略天皇＝神〉意識が明示される。

次の天語歌の例も〈雄略天皇＝神〉意識と結びついている。

……蚕衣の　三重の子が　捧がせる　瑞玉盞に　浮きし脂
落ちなづさひ　水こをろこをろに　是しも　あやに畏し　(記99)
高光る　日の御子　事の　語り言も　是をば
……葉広　斎つ真椿　其が葉の　広り坐し　其の花の
照り坐す　高光る　日の御子に　豊御酒　献らせ　事の
語り言も　是をば　(記100)

記99の「水こをろこをろに」は、伊耶那岐・伊耶那美が天の沼矛を指し下ろして淤能碁呂島を固成する時の「塩こをろこをろに画き鳴して」に通じる。三重の子の捧げる盞に浮かんだ槻の葉を「浮きし脂」に見立て、そこに国土の始源(「国稚如二浮脂一」)が現出するという表現である。それは雄略天皇の霊威によって出現するのであり、瑞祥として「あやに畏し」と称えられる。記100にも同様に神話的な発想がうたわれ、「広り坐し」「照り坐す」は神聖な椿の生命力をもつ天皇の霊威を賛美し、その超越性を示す称句である。[6] 天皇の霊威に対する「高光る日の御子」の呼称は、天皇が太陽神としての天照大御神の子孫であり、直接には葦原中国に降臨した邇邇芸命の末裔を意味する、天孫降臨神話に由来する称句であることは言うまでもない。記において〈雄略天皇＝神〉意識による雄略神話は、まずはこのように歌において表象されるのである。

ところが、右の三首は紀にない。紀において〈雄略天皇＝神〉を明示するのは葛城の一事主神の条である。もっともこの散文で書かれた話は記・紀に共通して見られ、記に「我が大神」、紀に「現人之神」と記す。ただ、紀では「有レ若レ逢レ仙」とあるように、記とは違って明らかに神仙思想による叙述が見られ、「有レ徳天皇也」という称辞には雄略天皇の神話性が表れているとする菅野雅雄氏の指摘がある。[7] 紀に叙述する超越的な雄略天皇の存在やその神話性は、冒頭の「天皇産而、神光満レ殿。長而伉健過レ人」にすでに提示されているのであって、例えばそれは、記では怒り猪を見て木に逃げ登る天皇を描くのに対し、紀は「嗔猪」を踏み殺す勇猛な天皇として記述するところに一貫して見られる。「神光満レ殿」の典拠が『後漢書』安帝紀の「有二神光照レ室」にあることは夙に知られているが、[8] それは雄略紀において、漢籍を利用しつつ〈雄略天皇＝神〉意識によって神話叙述がなされたことを明瞭に示すものである。

二、蜻蛉野遊猟歌と「蜻蛉島日本」

雄略紀の蜻蛉野遊猟歌（紀75）とその散文は、四年二月の一事主神の条に続いて同年八月に記載され、その後の五年二月に「嗔猪」の話がある。この連続する三話は雄略天皇の超越性を意図する一連の神話叙述と見られるのである。それではどこが神話叙述と言いうるのか。次に蜻蛉野遊猟歌とその散文を掲げてみよう。

秋八月辛卯朔戊申、行幸吉野宮。庚戌、幸于河上小野。命虞人駈獣。欲躬射而待。虻疾飛来、嚙天皇臂。於是、蜻蛉、忽然飛来、嚙虻将去。天皇、嘉厥有心、詔群臣曰、為朕讃蜻蛉歌賦之。群臣、莫能敢賦者。天皇乃口號曰、

倭の　鳴武羅の岳に　獣伏すと　誰かこの事　大前に奏す　一本、大前に奏すといふを以て、大君に奏すといふに易へたり。　大君は　そこを聞かして　玉纏の　胡床に立たし　一本、立たしを以て、坐しといふに易へたり。倭文纏の　胡床に立たし　獣待つと　我が坐せば　さ猪待つと　我が立たせば　手腓に　虻掻き着きつ　その虻を　蜻蛉はや嚙ひ　昆ふ虫も　大君にまつらふ　汝が形は　置かむ　蜻蛉嶋日本　一本、昆ふ虫もといふより以下を以て、斯くの如　名に負はむと　そらみつ　倭の国を　蜻蛉嶋といふ、といふに易へたり。（紀75）

因讃蜻蛉、名此地為蜻蛉野。

この歌は大きく三段に分かれ、最初の五句が猟の場所、次の十六句が大君の猟の様子と蜻蛉の故事、最後の七句が国号蜻蛉島の由来という内容である。初句の「倭」は吉野を含む、五畿内の大和国の範囲を指すと考えてよかろう。日本国の総称である結句の「蜻蛉島日本」とは範囲が異なる。蜻蛉の故事によって一地方名の「倭」から国名の「日本」へと意味が転換するのである。紀では国名に「日本」を用いるので、結句のヤマトは「日本」と表記する方がよい。

第二段では「大君」から「我」への人称転換がするが、これは「演劇の言葉が、平面的に記憶されて書きとめられたからであろう」[9]と言われている。しかし、この歌を歌の外側にある古代演劇から解釈するのは妥当ではない。歌の表現において説明する必要がある。ここでは三人称から一人称への転換だけでなく、第三段では「汝」という二人称の呼びかけもあり、それは駒木敏氏が指摘するように「対象の把握の視点が自在に変化してゆく」[10]うたい方と見るべきである。うたい手はある出来事や事件を、対象化したり当事者になったりしてうたう立場を移動させながら叙事していくのである。そのうたい方は神話・物語をうたう一つの表現方法であって、演劇によるものではなく、古代の歌自身がもつ叙事の構造であったと言える。

第二段は「虻掻き着きつ」までの叙事とそれ以後に分かれる。「虻掻き着きつ」の「つ」は図書寮本などの諸本にないが、兼右本・穂久邇文庫本に「阿武柯枳都枳都」とあるので、「つ」のある句形を尊重すべきだろう。すなわち「つ」で叙事が一旦切れて、「昆ふ虫」も大君に奉仕するという蜻蛉の故事が導かれるである。その故事によって雄略天皇の超越性が強調され、雄略治世への賛美と祝福という意味が提示される。蜻蛉の故事は天皇の超越性という点で雄略神話の叙事として展開していくもので、それを明示する

のが最後の三句である。その三句は、蜻蛉の名を形見として残そう、蜻蛉島日本、の意。一本の「斯くの如」以下は記96と一致するが、この異文においても、蜻蛉の名にふさわしいとして倭の国を蜻蛉島というのだ、の意で、この故事が倭の国号である蜻蛉島の起源になったとは言っていないとすべきであろう。蜻蛉島と呼ばれることを納得する歌と見るべきである。[11] 功績のあった蜻蛉の名を国号に残そうというのだから、再意味づけということになる。

そもそも国号蜻蛉島の起源は大八島国生み神話にあり、記では大倭豊秋津島、紀では大日本豊秋津洲と記される。秋の豊穣の国という理解である。それが神武紀では、

卅有一年夏四月乙酉朔、皇軍巡幸。因登二腋上嗛間丘一、而廻二望國状一曰、妍哉乎國之獲矣。妍哉、此云二鞅奈珥夜一。雖二内木綿之真迮國一、猶如二蜻蛉之臀呫一焉。由レ是、始有二秋津洲之號一也。

とあって、秋津洲の名は神武天皇が国見の際に発した呪詞、「蜻蛉之臀呫」に起源があるとする。秋津島の国号が蜻蛉の臀呫（交尾）の姿から説明されたのである。万葉集の訓字表記によれば、「蜻島やまとの国」（1・二）「蜻島倭の国」（13・三二五〇）「蜻島山との国」（19・四二五四）「秋津島倭」（13・三三三三）、「蜻野」（7・一四〇五）「秋津野」（4・六九三、7・一三四五、7・一四〇六）「秋津の野」（1・三六）と二系統の用字が見られ、アキヅシマには秋津と蜻蛉の両方の理解があったことが確かめられる。これは神武紀の「蜻蛉」と「秋津洲」の関係に対応していよう。

紀75では「昆ふ虫も大君にまつらふ」とうたうことで、絶対的な統治者雄略の神話が歌によって創り出される。それは柿本人麻呂の吉野讃歌「山川も依りて仕ふる神の御代かも」（1・三八）に見られる持統神話にも通じるところがある。紀75の場合はさらに、大八島国生み神話と神武天皇の国見に由来する国号秋津洲の起源を、雄略天皇において呼び起こす歌となっている。そこでは蜻蛉の故事による秋津島の再解釈に基づいて、国号蜻蛉島の意味づけがなされるのである。蜻蛉野遊猟歌では国生み神話を呼び起こし、神武天皇による国号起源に連なる雄略神話がうたわれると言ってよかろう。

三、蜻蛉野遊猟歌の散文と「口號」

蜻蛉野遊猟歌内部の雄略神話は、散文ではどのように叙述されているか。記の散文が歌詞の繰り返しになっているのと同様に、紀の散文も歌詞とほぼ重なる内容と言ってよい。ただ、雄略紀は漢籍を利用して散文を構成している。いわゆる文選語の「虞人」は雄略紀に二箇所あり、一つは二年十月条の吉野の猟であるが、その「命二虞人一縱猟」以下については、小島憲之氏が『文選』「西京賦」の「虞人掌レ焉」以下を指摘し、「直接西京賦によるものと断定すべき」[12]と述べた通りであろう。「虞人」の語は同じく『文選』の「東京賦」の猟の場面にも見え、そこには「澤浸二昆蟲一、威振二八寓一」とある。「天子の恩沢はあまたの小虫までうるおし、その威徳は天地のすみずみにおよぶ」[13]意という。それは紀75の「昆ふ虫も大君にまつらふ」と通じ合うものであり、この散文叙述には小虫までも奉仕する天皇の威徳を表す意図があるものと考えられる。

「虻疾飛来、噆二天皇臂一。於是、蜻蛉、忽然飛来、嚙レ虻将去」は、歌詞と重なる部分である。この散文に歌をはめこんだので

もなく、散文に合わせて新たに歌を創作したとも考えられない。記にも類似の歌があるからである。しかも記の方の散文は内容がほとんど歌詞と重なるのであって、この事実は歌詞に従って歌の説明をしたにすぎないことを示している。

記・紀の歌と散文の関係には、散文が歌とほぼ同内容である場合と歌の叙事を解釈することで散文を叙述する場合とがある。天皇が群臣に献歌を命じたが詠む者がなく、天皇自ら歌を詠むというのは記に見られず、紀だけの設定であるが、その散文叙述は後者と見ることができる。「天皇、嘉厥有レ心」以下は、蜻蛉の功績という歌の叙事を天皇自らの歌として（事実、記では天皇の歌となっている）整合させる解釈が求められ、そのための散文が構成されたと言える。「群臣、莫二能敢賦者一。天皇乃口號曰」の意図は、群臣が詠めない歌を天皇がうたうという、雄略天皇の超越性を示すところにあった。

そこに「口號」の語が用いられるのは看過できない。この語の初出例というだけでなく、歌の引用形式としても「口號曰」は異例である。記では「歌曰」から歌に続く例が圧倒的に多く、きわめて形式的であり、紀の場合も「歌之曰」「歌曰」「作歌曰」と記すことが多い。ただ紀では「為二御謠一之曰」「高唱之歌曰」「口唱曰」「童謠曰」など歌のあり方やそのうたい方を示す例が若干見られる。「口號曰」もその一つで、雄略紀の他に斉明紀に二例見られ、兼右本ではクチツウタ、北野本ではクツウタ・クチウタと訓読されている。クチツウタは文字に書かずに口ずさむ歌の意である。

漢語としての「口號」は唐代に盛んに行われた詩題の一つで、文字に書かず、心に思い浮かぶままに吟ずることだという。「口號詩」は梁の簡文帝「仰和二衛尉新渝侯巡城一口號詩」に始まるとされ、『藝文類聚』巻28・人部・遊覧には簡文帝の詩の他、梁の庾肩吾「和二衛尉新渝侯巡城一口號詩」も載っている。「口號詩」が『藝文類聚』の「遊覧」に分類されていることには注意を払うべきであろう。小島氏は紀が直接『藝文類聚』を利用した巻として雄略紀を挙げており[14]、紀の「口號」は『藝文類聚』の「口號詩」に典拠が求められるとともに、それは「遊覧」において「口號詩」が作られるという知識に基づくことが考えられる。

ここで斉明紀の「口號曰」の例を見てみよう。

①（四年）冬十月庚戌朔甲子、幸二紀温湯一。天皇、憶二皇孫建王一、愴爾悲泣。乃口號曰、

山越えて　海渡るとも　おもしろき　今城の中は　忘らゆ　（紀119）

ましじ　其一。

水門の　潮のくだり　海くだり　後もくれに　置きてか行かむ　（紀120）

愛しき　吾が若き子を　置きてか行かむ　其二。（紀121）

②（七年）冬十月癸亥朔己巳、天皇之喪、帰就二于海一。於是、皇太子、泊二於一所一、哀二慕天皇一。乃口號曰、

君が目の　恋しきからに　泊てて居て　かくや恋ひむも　（紀123）

君が目を欲り

①は「海渡るとも」「海くだり」とあるから、海路を紀温湯に向かう船中詠という設定である。その船旅において斉明天皇が薨去した建王を回想して詠んだ歌。②は中大兄皇子が崩御した母斉明天皇の棺を大和に運ぶ船旅の途中、停泊した港で詠んだ歌で、歌にも「泊てて居て」とうたわれている。いずれも船

旅の途中、亡くなった近親者を思い起こして口ずさんだ歌である。万葉集の「口號」が「道中馬上」（18・四〇四四）や「行幸」（20・四二九三）の歌に用いられるのも①②と合致する。

このように見てくると、紀75は猟という行幸において口ずさんだ「口號」の歌として理解されたことになる。群臣に歌を詠む者がなく、雄略天皇が蜻蛉を讃める歌をとっさにうたったという場面に「口號」がふさわしい語として記述されたと見てよい。それは『藝文類聚』に基づく知識であろう。しかしそれだけではなく、「口號詩」が簡文帝に始まるように、雄略紀の「口號」には猟の場で即興的に歌を詠んだ最初の天皇という意味が与えられている。「群臣、莫二能敢賦者一。天皇乃口號曰」は、うたう天皇としての雄略神話を意図する散文叙述と言えるだろう。記にはそれが明確でなかったが、歌（言語）によって統治する最初の天皇像として、紀においてとらえ直されるのである。それが万葉集巻頭の雄略御製歌と共通の基盤にあることは言うまでもない。

結び

以上、紀の蜻蛉野遊猟歌とその散文に雄略神話を見てきた。それは歌において大八洲国生み神話や国号起源神話を呼び起こすのであり、「口號」という散文叙述に、超越したうたう天皇として位置づけられていた。「口號」は国号蜻蛉島を即興的にうたうという雄略神話にふさわしい歌のあり方やその行為を象徴的に表現する語であったと言える。それはまた、登場人物の声として（みなされる）歌を記述する紀の歴史叙述の方法でもあったのである。

注（1）土橋寛『古代歌謡と儀礼の研究』（昭和四〇年）『古代歌謡の世界』（昭和四三年）などで展開した立場であり、さらにそれは西宮一民氏の「太安萬侶が、（中略）古事記の説話の叙述に従って歌を挿入していった」（「古事記の仮名表記」『古事記年報』三〇、昭和六二年一月）という発言に明瞭である。

（2）筆者のこの見解は『古代の歌と叙事文芸史』（平成一五年）で具体的に論じた。

（3）記の歌番号は西宮一民編『古事記』（おうふう・修訂版、平成一八年）、紀は日本古典文学大系『古代歌謡集』（昭和三二年）による。

（4）「古事記の歌と散文のあいだ――歌の叙事の視点から――」（『古事記年報』五〇、平成二〇年一月）

（5）居駒永幸「古事記の歌と琴歌譜――琴の声の命脈」（『古代の歌と叙事文芸史』、初出は平成六年）

（6）記57にこれとほぼ同句、紀53にも類句が見られるが、「大君」（仁徳天皇）への賛美表現に留まっており、〈天皇＝神〉意識による神話性は認め難い。

（7）「雄略天皇の神性素描」（『上代文学』三八、昭和五一年一月）

（8）河村秀根・益根『書紀集解』（天明五〈一七八五〉年）

（9）日本古典文学大系『日本書紀・下』（昭和四二年）

（10）「『記』『紀』の物語歌の方法――人名呼称と人称転換――」（『和歌の生成と機構』平成一一年、初出は平成六年）

（11）新編日本古典文学全集『古事記』（平成九年）

（12）『上代日本文學と中國文學・上』（昭和三七年）

（13）新釈漢文大系『文選（賦篇）・上』（昭和五二年）

（14）注（12）同書